

議案第24号 大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

議案第24号大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

1.改正を必要とする条例は、大津市長等の損害賠償責任の一部免責  
に関する条例です。

2.改正の趣旨は、地方自治法施行令の一部改正により、条ずれが生  
じたため、必要な規定の整備を行うものです。

3.条例の施行時期は、令和6年4月1日です。

4.条例の改正内容は、条例第2条において引用する地方自治法施行  
令の条文を改正前から改正後に改めるものです。

以上、説明とさせていただきます。